

# 介護現場で活用可能な評価ツールの知識と活用

巻頭言……介護現場で、評価する、評価結果を利用することの意義 ◆堀田富士子 …… 5

1 ……日常生活動作（ADL・IADL）の評価 ◆田代祥一 …… 6

2 ……認知機能・心理状態の評価 ◆田中尚文 …… 16

3 ……QOL・介護負担度の評価 ◆小林法一 …… 23

4 ……栄養状態・フレイルの評価 ◆若林秀隆 …… 29

5 ……多職種が集まるサービス担当者会議に求められること、共有すべきこと ◆川越雅弘 …… 35

COLUMN ……ケアの課題を抽出し、解決に役立つ枠組み ◆堀田富士子 …… 14

COLUMN ……介護現場で求められる評価の在り方 ◆山田道朗 …… 42

介護とシーティング——心地よい座位は小さな気付きと配慮から ◆廣田洋一 …… 44

口腔につよくなる話——普及型口腔ケア◆◆高井晃

掛け合わせの力から次の住処へ——出会い◆◆川原奨二

にほんではたらく。外国人介護職リレーエッセイ◆◆ガハ・マガル・マンジュ

人材の3つのヒント——新人育成に重要な「見せる・魅せる」◆◆丸山法子

障害者をささえる現場から——ルールや枠を超えた隣人として◆◆竹村理也子

課題解決のための事例検討◆◆社会福祉法人町田市福祉サービス協会 特別養護老人ホーム commons

地域で生きるともに生きる——災害対策基本法等の改正と介護福祉士の役割◆◆菊地月香

介護職が知っておきたい医学の知識——脱水症・熱中症◆◆堀田富士子

五感から生じた感情に共感する暮らしのサポート・カイゴ——五感が開く心の扉◆◆石川立美子

カイゴ職のwell-beingを高めるキャリア形成——自分の支援計画のすすめ◆◆森和美

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士都道府県別登録者数

介護福祉士国家試験のパート合格について

資格登録後の各種手続きのご案内

47

50

52

54

56

58

64

66

68

72

75

78



NO.135

2025年12月1日発行

F

E

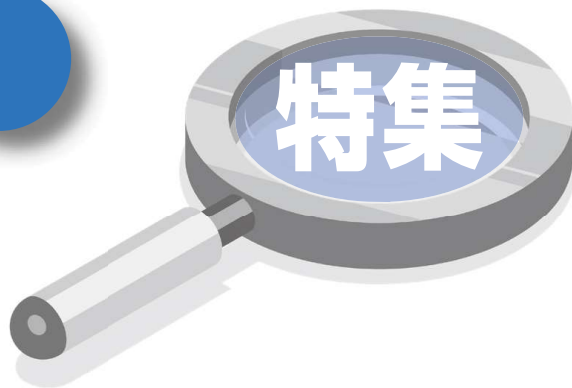
A

T

U

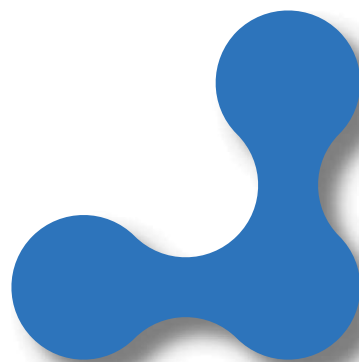
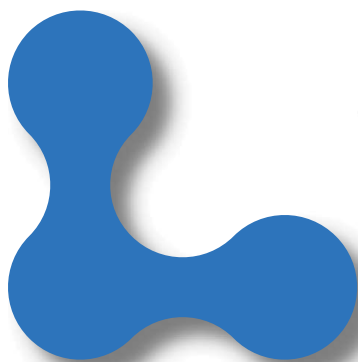
R

E



介護現場で活用可能な

# 評価ツールの 知識と活用



## 介護現場で「評価する」「評価結果を利用する」ことの意義

現在、介護分野では国を挙げて「生産性向上」が推進されている。限られた人手の中で質を維持し、安心・安全なケアを効率的に提供していくためには、業務を客観的に把握し、改善につなげていく視点が不可欠である。その要となるのが「評価」である。

評価は、現場の実践を「見える化」する最も基本的な手段である。ADLや認知機能、心理状態、QOL、介護負担感、栄養・フレイルなどの多様な側面における評価ツールは、主観に頼ることなく利用者の状態を把握し、支援の方向性を科学的に定めるための共通言語となる。

筆者はリハビリテーション科専門医であるが、障害の評価はリハビリテーション医学の中心的業務である。医師をはじめとするリハ専門職が実施する評価は、回復期リハビリテーション病棟や在宅復帰支援など多くの場面で活用されており、実際に介護現場においても有効な情報となっている。介護職がケアの根拠を持ち、支援の成果を実感できるためには、リハビリテーション医療や精神医学などにおける評

価バッテリーをより身近に活用できる形で届けることが重要であると感じている。

本特集では、そうした観点から、介護現場で実践可能な評価ツールの知識と活用方法を、リハビリテーション医療のエキスパートの視点も交えて紹介する。これは単なる学問的知識の紹介ではなく、日々の支援の中で「気づき」や「改善」につながる手ばかりとなるはずである。ICTの活用とともに評価内容が蓄積されればやがてエビデンスとなり、介護の質の向上と再現性のある支援に寄与する。さらに、こうしたデータの活用は、介護職自身の仕事の価値を可視化し、専門職としての誇りを高める原動力にもなる。評価に基づいたケアは、利用者本人と家族にとっても納得と安心につながるものである。

本特集が、評価を「業務の負担」ではなく「未来をひらく手段」として再発見するきっかけとなり、科学的介護への一步を後押しすることを願ってやまない。

### 堀田富士子

Hotta Fujiko

東京都リハビリテーション病院院長補佐

1988年、山形大学医学部卒業。2003年、博士（医学、慶応義塾大学）。1988年、大宮赤十字病院（現さいたま赤十字病院）内科レジデント、山形大学医学部附属病院整形外科教室医員等を経て、1994年、慶應義塾大学医学部リハビリテーション医学教室へ入局。慶應義塾大学病院、慶應義塾大学月が瀬リハビリテーションセンター等関連病院で勤務、2001年から東京専売病院リハビリテーション科部長、2004年より東京都リハビリテーション病院地域リハビリテーション科科长を経て、2016年より同院医療福祉連携室室長、2024年より同院長補佐を務める。専門は地域リハビリテーション。

P

A

1

R

T

# 日常生活動作 (ADL・IADL) の評価

杏林大学医学部リハビリテーション医学教室  
慶應義塾大学リハビリテーション医学教室  
医学博士 M.D., Ph.D.

Tashiro Syoichi

田代祥一



## はじめに

ADL (Activities of Daily Living)

とは、日常生活を営む上で基本となる動作で、移動、乗り移り、食事、身だしなみ(洗顔・歯磨き・整髪など)、更衣、排泄関係、入浴などが含まれる。次に述べるIADLアイエーディーエルに対比し、基本的ADL (Basic ADL) と呼ぶ場合もある。自立とは手伝いを必要とせずある動作を独人ですべて行える状態、修正自立とは何らかの特別な道具(杖・車椅子、自助具、装具、手すりなど)を用いることで自立している状態である。安全性の配慮や監視、助言が必要な場合は、直接手を触れての介助がなくても介助者を欠かすことができず、要介助状態に準ずるものと捉える。

IADL (Instrumental Activities of



# 掛け合わせの力が次の住処<sup>すみか</sup>へ

## 第2回 出会い

株式会社ゆず代表取締役◆川原奨一 Kawahara Shoji



老人保健施設（以下、老健）に勤めて10年がたとうとしていた。介護主任という立場を任され、仲間と上司に恵まれ、僕にとって老健は安心できる場所だった。ここで働き続けるのが当たり前だと思っていた頃、一つのサービスに出会った。「小規模多機能型居宅介護」。住み慣れた街全体が、一つの大きな家になるような、温かい風を感じた。

僕は、この新しい事業所の管理者を任されることになった。何十人もいる仲間、相談できる上司がいる場所から、新しく集まった10人ほどの仲間と働く日々。介護保険のルールも全く未知数で、不安は大きかった。

しかし、不安よりも先に、新しい世界への好奇心が勝った。まずは地域に顔を出すことから始めた。そんなある日、僕は信じられないような再会を果たす。老健でリハビリを頑張っていた利用者Aさんだった。

「あの川原か。こんなところで会うなんて、奇遇だねえ」

ニコニコと笑うAさんは、僕が知っている「利用者さん」の顔ではなかった。



他業界ではやっているのに福祉では  
やっていない大切なこと

## 第5回 新人育成に重要な「見せる・魅せる」



新しい職場に足を踏み入れた人ならきっと、誰もがいい仕事をしたいと考えています。だから、いい仕事ができるよう教えてあげたいですね。素早く教えてサクッとできるようにするのが新人育成のポイントです。そのためにこんなことが有効です。

採用してすぐ現場ではなく、まずは将来を見せるところから始めます。「何年でのポジション給与水準に到達できるか」を明示して人材定着を促す「キャリアラダー」は、資格取得支援と合わせた成長ロードマップ。この先こうなれるんだ、なりたいな、と将来展望を見せてください。ゴールがあると人は動くようになります。

次に、「入社後90日間の育成計画」、いわゆるオンボーディングプログラムです。仕事内容だけでなく、理念や職場文化、仲間づくりを含めた包括的サポートで離職を防ぐ効果があります。いい職場なんだ、他の事業所とは違う魅力があるんだ、と理念の理解浸透を進めます。

さて、いよいよスキルの指導。あなたの職場の業務マニュアルは、まだ紙ですか。この際、マニュアルや業務手順は動画で撮影してはどうでしょう。「ベッドメイク」「入浴介助の手順」など、ここは注意して、これは絶対やらないで、ここで必ず声掛けをして、とか、職員同士で具体的な解説をしながらスマホで動画を作ります。このように可視化できると、新人職

## 災害対策基本法等の 改正と 介護福祉士の役割 vol.11



和7年5月、災害対策基本法等の一部を改

正する法律が成立し、7月1日より施行された。

本法律は、「能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図る」とし、さらには「国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討する」ため、75年ぶりの改正が行われた。

特に、「被災者に対する福祉的支援等の充実」を図るべく、災害救助法の救助の種類に「福祉サー



K i k u c h i R a s a  
菊地月香 ● 社会福祉法人同愛会理事長

ビスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化させ、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応する役割が明記され、災害対策基本法にも同様に「福祉サービスの提供」が記されている。

近年、避難所等での福祉的支援が求められているD W A T（災害福祉派遣チーム）においては、在宅者や車中泊者などへ対象が拡大される。これまでの活動において、在宅避難をしている災害時要配慮者に対しても、見守りや相談等の展開は独自に行われてきたが、法に明記されたことにより、日頃の訓練や想定、受援体制の見直しなどが求められるだろう。

「福祉サービスの提供」の内容としては、①災害時要配慮者に関する情報の把握、②災害時要配

